令和6年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 • 刑 法

- 1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
- 2. 試験時間は、憲法、刑法の2 科目で120分です。
- 3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
- 5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
- (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
- (2) 解答用紙は、憲法2 枚、刑法2 枚です。2 枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
- (3) 訂正する場合は、=線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
- (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
- 6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
- 7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は、架空の事例である。

Xは、大学在学中から政治家を志し、国政や外国の状況などについて、大学での勉強や調査をする ほか、複数の政治家の下で手伝いなどをして、政治についての学びを深めていた。卒業後5年経ち、 周りからの推薦もあって、衆議院議員選挙に無所属で小選挙区から出馬することになった。

Xが、告示日後に、駅の近くで演説をしていると、「もっと話を聞きたいけど、通勤前だから残念だ。夕方に、家の玄関先まで来てくれればいいのに」、「若いのにしっかり考えているのね。でも、介護の悩みはもっと深刻だから、もっと実情を知ってもらいたいわ。うちに来て、状況を見てもらいたいくらいよ」、「うちの祖父、祖母も話を聞きたがっているけど、足が悪くて、ここまで来られないのよ」などと、声をかけられた。そうした面々は、そのうちに顔見知りになり、どこに住んでいるのかまでも含めて話をするようになった。

ある日、Xは、頭の片隅に戸別訪問禁止のことが浮かんだものの、顔見知りになった面々の自宅を訪ね、玄関先で、各自の困りごとなどを聞き、Xの政治理念を話す機会を持った。この機会は短時間であったが、Xも、訪問された各自も、じっくりと話をすることができ、双方にとって充実した時間となった。訪問された側は、自分たちの困っていることが政治に反映されればどんなに良いか、と訴え、また国の制度や法律で分からないことをXにざっくばらんに質問をした。Xは、皆さんの困りごとを解決するために、ぜひ自分が当選したいと述べ、自分を応援してほしい、投票してほしいと呼びかけた。しかし、その一方で、誰に投票するかは皆さんの自由だし、投票の秘密も守られているから、あまり重く考えないでほしいとも述べた。

そうした会合は話題になり、ぜひうちにも来てほしいとXに依頼をするものが相次いだ。そのうちに、上記のことはXの対立候補達の知るところとなり、彼らは「Xが戸別訪問をして、票の買収をしている」「Xは不正な選挙活動をしている」と、公に批判、問題視した。Xは、惜しくも落選はしたものの、無名の新人候補者としては想定外の大善戦をした。しかし、その後の経緯を経て、Xは公職選挙法 138 条 1 項違反で起訴されることとなった。

公職選挙法 138 条 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸 別訪問をすることができない。

同法 239 条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。 三 第百三十八条の規定に違反して戸別訪問をした者

- 問1 X側は、どのような憲法上の主張をして、自身の無罪を述べるだろうか。
- 問2 戸別訪問に関する以下の最高裁判所判旨(最高裁昭和 56 年 6 月 15 日、刑集 35 巻 4 号 205 頁) を、X側の立場、それに反対する立場から論評せよ。

「戸別訪問の禁止は、意見表明そのものの制約を目的とするものではなく、意見表明の手段方法のもたらす弊害、すなわち、戸別訪問が買収、利害誘導等の温床になり易く、選挙人の生活の平穏を害するほか、これが放任されれば、候補者側も訪問回数等を競う煩に耐えられなくなるうえに多額の出費を余儀なくされ、投票も情実に支配され易くなるなどの弊害を防止し、もつて選挙の自由と公正を確保することを目的としているところ……右の目的は正当であり、それらの弊害を総体としてみるときには、戸別訪問を一律に禁止することと禁止目的との間に合理的な関連性があるということができる。そして、戸別訪問の禁止によつて失われる利益は、それにより戸別訪問という手段方法による意見表明の自由が制約されることではあるが、それは、もとより戸別訪問以外の手段方法による意見表明の自由を制約するものではなく、単に手段方法の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎない反面、禁止により得られる利益は、戸別訪問という手段方法のもたらす弊害を防止することによる選挙の自由と公正の確保であるから、得られる利益は失われる利益に比してはるかに大きいということができる」。

以上

【刑法】

次の事例における、甲の罪責について、具体的事実を指摘しつつ論じなさい。

【事例】

- 1 甲は、女性で、年齢 40 歳、身長 160 センチメートル、体重 55 キログラムであり、Aは、男性で、 年齢 47 歳、身長 166 センチメートル、体重 56 キログラムである。
- 2 酒に酔っていたAは、某日午後 11 時ごろ、鉄道駅において、甲を小突いたり、足蹴にしようとしたり、また甲に「ばか女」などの侮辱的な言葉を投げかけたりした。甲は、これに対し、時には無視する態度をとったり、時には言い返したり、あるいはAの手を払うなどしてやりすごしていたが、Aは甲に絡んでくることをやめず、甲が周りの者らにAを制止してもらおうと助けを求めても、笑うなどするのみで応じてくれる者もいなかった。
- 3 その後も、駅のホーム上においてAがしきりに付きまとうので、甲は、もういい加減、Aを遠ざけたいと思い、両手にさげていた紙袋をベンチの上に置き、近くにいたAを両手で突いた。Aは、甲に突かれてよろけたが、直後に甲の方に戻り甲と向き合い、甲の着ていたコートの襟のあたりを手でつかんだ。甲が離すように言うもののAは手を放さず、もみ合いとなった。
- 4 甲は、Aにつかまれたまま、このうえどのような危害を加えられるかも知れないと考え、Aを我が身から離して逃れようとし、かつそれまで執拗に絡んできたAに対する立腹の情も加わって、両腕を前に突き出し、手のひらでAの右肩のあたりを突いた。甲は、Aがホームから落ちるとは思っていなかったが、突かれた勢いでAは被告人から離されて後ずさりし始め、同ホーム下の電車軌道敷内に転落した。
- 5 Aは、線路上に落ちた後、起き上がり、ホーム上にはい上がろうとし、また、Aが転落したのを見たBがAの手をつかみ、Aをホームの上に助け上げようとしたことから、Aの身体は、胸から腹の付近までホームの高さより上に引き上げられた。しかし、そのとき、折悪しく電車が入ってきたため、Aの身体が電車の車体右側と同ホームとの間にはさまれて圧迫され、Aは、胸腹部圧迫による大動脈離断により死亡した。甲は、そのとき電車が来ることは予測していなかった。

以 上